

第17回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年3月26日（木曜日）
午後2時（受付開始：午後1時）

開催
場所

兵庫県神戸市中央区港島南町五丁目5番2号
神戸国際ビジネスセンター（KIBC）
4階会議室

書面（議決権行使書）及びインターネットによる
議決権行使期限

2020年3月25日（水曜日）午後6時まで

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第7号議案** 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

2020年3月6日

株 主 各 位

兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目5番5号
カルナバイオサイエンス株式会社
代表取締役社長 吉野公一郎

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、「書面」もしくは「インターネット」により議決権を行使することができますので、お手数ながら5頁～19頁の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使のご案内」にしたがって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年3月26日（木曜日）午後2時 （受付開始は午後1時）
2. 場 所 兵庫県神戸市中央区港島南町五丁目5番2号
神戸国際ビジネスセンター（KIBC）4階会議室
（末尾の【株主総会会場ご案内図】をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第17期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第17期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第7号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

以上

- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.carnabio.com/japanese/ir>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知添付書類に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.carnabio.com/japanese/ir>) に掲載させていただきます。

株主様向け事業説明会のご案内

本定時株主総会終了後、下記のとおり「株主様向け事業説明会」を開催し、当社を取り巻く事業環境、今後の中期的な戦略等を当日総会にご出席いただいた株主様へ直接ご説明申し上げ、ご質問、ご意見等を賜りたく存じます。

ご多用とは存じますが、ご出席いただけますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 本定時株主総会の終了後の1時間程度を予定しております
2. 場 所 本定時株主総会と同じ会場

なお、上記の「株主様向け事業説明会」は、本定時株主総会にご出席の株主様を対象としておりますので、ご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会へご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※株主様以外はご出席いただけません。

議決権行使書を郵送する場合



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否を表示のうえ投函してください。

インターネットによる行使の場合



次頁の「インターネットによる議決権行使について」に記載の方法にて行使手続きをしてください。

株主総会開催日時

2020年3月26日(木) 午後2時

行使期限（到着分）

2020年3月25日(水) 午後6時

行使期限（手続き完了）

2020年3月25日(水) 午後6時

◎書面及びインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙を郵送する場合の注意事項について



	議案
賛否表示欄	<input type="radio"/> 賛
	<input type="radio"/> 否

左記の例のように、議決権行使書用紙の賛否表示欄の賛・否の両方に○を記載してしまった場合は**無効票**になってしまいます。



	議案
賛否表示欄	<input checked="" type="radio"/> 賛
	<input checked="" type="radio"/> 否

誤って、賛・否の両方に○を記載してしまった場合は、左記のように、どちらか一方を抹消していただきますよう、お願いいたします。

※ご郵送の場合、お住まいの地域によっては、議決権行使書用紙の到着に数日を要することがございますので、お早めに投函されますようお願い申し上げます。なお、行使期限が近い場合はインターネットでの行使をご検討ください。

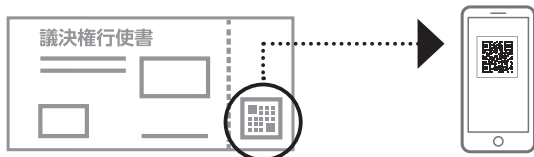
インターネットによる議決権行使について

行使期限 2020年3月25日（水曜日）午後6時まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

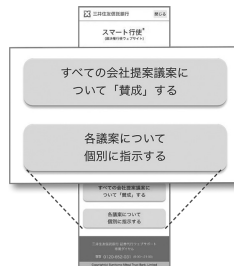
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後に行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、下記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」より行使をお願いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

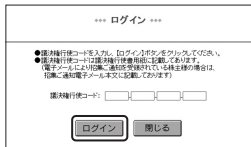
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

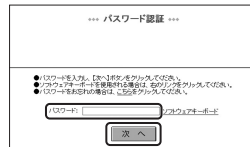
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力ください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者等への接続料金は、株主様のご負担となります。インターネットにより複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望される場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)
(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査役</u> 、 <u>監査役会</u> および会計監査人を置く。	(機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>1.～2. (条文省略)</p> <p>3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利の行使方法については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の権利)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>1.～2. (現行どおり)</p> <p>3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび株主の権利の行使方法については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は10名以内、<u>監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の決議事項について提案した場合、当該決議事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の決議事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ (現行どおり)</p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="405 216 495 243">(新 設)</p> <p data-bbox="173 458 505 485">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="157 491 379 518">第23条 (条文省略)</p> <p data-bbox="217 527 743 656">② 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="173 707 359 734">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="157 742 743 870">第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="173 952 384 979">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="157 985 379 1013">第25条 (条文省略)</p> <p data-bbox="205 1020 743 1218">② 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p data-bbox="775 216 1109 243">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p data-bbox="760 249 1348 415">第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p data-bbox="775 458 1109 485">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="760 491 1006 518">第24条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="807 527 1348 656">② 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="775 707 963 734">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="760 742 1348 908">第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="775 952 987 979">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="760 985 1006 1013">第26条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="807 1020 1348 1218">② 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結することができる。</p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除) (削 除)</p>
<p>(監査役の選任) 第27条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役) 第29条 監査役会は、監査役の中から1名以上の常勤監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会) 第30条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または定款の別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等) 第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第32条 当社は、取締役会の決議によつて、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (常勤監査等委員) 第27条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会) 第28条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="364 204 538 231">第6章 計 算</p> <p data-bbox="175 241 288 269">(事業年度)</p> <p data-bbox="160 275 379 302">第<u>33</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="175 344 337 371">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="160 378 745 508">第<u>34</u>条 株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="175 551 288 579">(中間配当)</p> <p data-bbox="160 585 745 715">第<u>35</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="175 759 409 786">(配当金等の除斥期間)</p> <p data-bbox="160 792 379 819">第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="406 863 495 890">(新 設)</p> <p data-bbox="406 896 495 923">(新 設)</p>	<p data-bbox="969 204 1143 231">第6章 計 算</p> <p data-bbox="780 241 893 269">(事業年度)</p> <p data-bbox="765 275 1006 302">第<u>29</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="780 344 941 371">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="765 378 1350 508">第<u>30</u>条 株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="780 551 893 579">(中間配当)</p> <p data-bbox="765 585 1350 715">第<u>31</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p data-bbox="780 759 1014 786">(配当金等の除斥期間)</p> <p data-bbox="765 792 1006 819">第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1014 863 1088 890">附 則</p> <p data-bbox="780 896 1180 923">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="765 929 1350 1134">第 <u>1</u> 条 当社は、取締役会の決議によって、第<u>17</u>回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任について、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じであります。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1 再任	よしの こういちろう 吉野 公一郎 (1949年3月25日)	1999年4月 日本オルガノン株式会社入社 医薬研究所長 2003年4月 当社代表取締役社長（現任） 2011年3月 CarnaBio USA, Inc. President & CEO 2011年12月 当社営業部長 2013年10月 株式会社ProbeX代表取締役社長 2015年3月 当社経営管理本部長 2018年12月 株式会社メディネット社外取締役（現任） 2018年12月 クリングルファーマ株式会社社外取締役（現任）	280,100株
2 再任	あいかわ のりお 相川 法男 (1948年10月23日)	1999年4月 日本オルガノン株式会社入社 特許・商標室長 2003年4月 当社監査役 2004年3月 当社取締役知的財産・法務部長 2007年9月 当社取締役知的財産・法務、経営企画部長 2008年7月 当社取締役知的財産・法務部長 2009年6月 当社取締役経営管理本部長兼知的財産・法務部長兼総務部長 2011年9月 当社取締役経営管理本部長兼知的財産・法務部長 2015年3月 当社取締役創薬支援事業本部長兼営業部長兼知的財産・法務部長 2016年3月 当社取締役創薬支援事業本部長兼知的財産・法務部長（現任）	77,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3 再任	さわ まさあき 澤 匡 明 (1970年12月7日)	2001年9月 2007年1月 2007年5月 2010年4月 2015年3月	大日本製薬株式会社（現 大日本住友製薬株式会社）入社 当社入社 当社研究技術本部化学研究部長 当社創薬研究部長 当社取締役研究開発本部長（現任）	34,700株
4 再任	やまもと えみ 山 本 詠 美 (1970年6月11日)	1995年11月 2004年1月 2004年3月 2009年6月 2015年3月 2015年9月 2016年3月 2017年3月 2018年10月 2019年2月	CSKベンチャーキャピタル株式会社入社 当社入社 公認会計士登録 当社経営管理本部経理部長 当社経営管理本部経理部長兼総務部長 当社経営管理本部副本部長兼経理部長 当社取締役経営管理本部副本部長兼経理部長 当社取締役経営管理本部長兼経理部長 当社取締役経営管理本部長兼経理部長兼人事総務部長（現任） CarnaBio USA, Inc. President（現任）	15,200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、2019年12月31日現在のものです。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数の数
1 新任	ありた あつお 有田 篤雄 (1943年7月15日)	1966年4月 鐘紡株式会社入社 1996年7月 同社 事業統括室長 2000年7月 カネボウ厚生年金基金常務理事 2004年3月 当社監査役（現任） 2013年10月 株式会社ProbeX監査役	8,000株
2 新任	おがさわら つぐお 小笠原 嗣朗 (1939年7月23日)	1963年4月 東レ株式会社入社 1990年10月 同社 国際部長兼経営企画室主幹 1995年6月 東洋プラスチック精工株式会社 取締役管理本部長 1996年3月 中外製薬株式会社入社 1996年6月 同社 取締役国際事業部長 2002年6月 同社 常勤監査役 2005年3月 当社監査役（現任）	3,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況		所有する 当社株式の数
3 新任	たかやなぎ てるお 高柳輝夫 (1946年10月4日)	1975年4月	第一製薬株式会社（現 第一三共株式会社）入社	1,100株
		2001年6月	同社 取締役研究企画部長兼蛋白質研究所長	
		2004年10月	同社 取締役研究開発業務部長	
		2006年4月	同社 取締役研究開発戦略部長	
		2007年6月	第一三共株式会社 常勤監査役	
		2011年6月	同社 顧問	
		2011年7月	公益社団法人日本薬学会 常任理事	
			財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 理事長	
		2013年4月	公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 理事長（現任）	
		2014年5月	学校法人昭和薬科大学 理事（現任）	
		2015年3月	当社社外取締役（現任）	
4 新任	まつい たかお 松井隆雄 (1956年4月8日)	1982年10月	監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社	一株
		2010年7月	有限責任あずさ監査法人 パートナー	
		2014年9月	同法人 監事	
		2018年4月	関西大学会計専門職大学院 特任教授（現任）	
		2019年3月	当社監査役（現任）	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、2019年12月31日現在のものであります。
3. 有田篤雄氏、小笠原嗣朗氏、高柳輝夫氏及び松井隆雄氏は社外取締役候補者であります。
4. 有田篤雄氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社における経営及び財務・会計の知見を当社の経営に活かしていただきたいためであります。同氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって16年となります。当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 小笠原嗣朗氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社におけるグローバルな企業経営者としての経験を当社の経営に活かしていただきたいためであります。同氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって15年となります。
6. 高柳輝夫氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と経営に対する高い見識を当社の経営に活かしていただきたいためであります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
7. 松井隆雄氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての長年の経験と見識を当社の経営に活かしていただきたいためであります。同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有すること等について総合的に勘案したものであります。同氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
8. 当社は、定款に基づき、有田篤雄氏、小笠原嗣朗氏及び松井隆雄氏との間で社外監査役として、高柳輝夫氏との間で社外取締役として会社法第427条第1項の定めによる、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。有田篤雄氏、小笠原嗣朗氏、高柳輝夫氏及び松井隆雄氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2007年3月29日開催の第4回定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じであります。）の報酬等の額を年額2億円以内とすることにつきご承認をお願いしたいと存じます。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5千万円以内とすることにつきご承認をお願いしたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、2018年3月28日開催の第15回定時株主総会で年額6千万円以内（うち社外取締役6百万円以内）とする旨ご承認いただき今日に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の年額2億円以内の報酬枠とは別枠で、改めて当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いしますのものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額2億円以内といたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が承認可決されまると、本議案の対象取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年200,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。
- (2) 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第7号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、2019年12月31日現在4,361,748,716円の繰越利益剰余金の欠損を計上しておりますが、財務基盤の強化を図るため当該欠損額を解消し、また、課税標準を抑制することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたうえで、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額を4,647,466,886円減少し、4,361,748,716円をその他資本剰余金に、285,718,170円を資本準備金に振り替えいたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2020年6月1日を予定しております。

2. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 4,361,748,716円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,361,748,716円

以 上

事業報告

〔2019年1月1日から〕
〔2019年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、創薬事業においては、アンメット・メディカル・ニーズの高い未だ有効な治療方法が確立されていない疾患を中心に、特にがん、免疫炎症疾患を重点領域として画期的な新薬の開発を目指して研究開発に取り組み、また、創薬支援事業においては、新たなキナーゼ阻害薬創製のための製品・サービスを製薬企業等へ提供するため、営業活動に取り組んでおります。

2019年12月期の成果といたしましては、2019年6月に米国のギリアド・サイエンシズ社（以下、ギリアド社）と、当社が研究開発した新規がん免疫療法の創薬プログラムの開発・商業化にかかる全世界における独占的な権利を供与する契約を締結し、その対価である契約一時金20百万ドルを第2四半期連結会計期間に売上計上いたしました。当社は今後、開発状況や上市などの進捗に応じて追加的に最大で450百万ドルを受け取ることになり、さらに、本プログラムにより開発された医薬品の上市後の売上高に応じたロイヤリティを受け取ります。また、当社は、上記ライセンス契約とは別に、ギリアド社による当該プログラムの開発をサポートするために、当社が開発した脂質キナーゼ阻害剤に関する創薬基盤技術を有償で、ギリアド社に一定期間、独占的に供与します。

当社が開発し、シエラ・オンコロジー社（以下、シエラ社）に導出した、がんを標的とするCDC7阻害剤AS-141（シエラ社の開発コード：SRA141）につきましては、米国においてIND申請（新薬臨床試験開始届）が完了しており、シエラ社は大腸がんを対象とした治験開始（フェーズ1/2）に向けた準備を進めています。当該フェーズ1試験においてSRA141が最初の患者に投与されたときに、マイルストーンとして4百万ドルが当社に支払われる契約となっています。シエラ社は、SRA141の開発を引き続き前進させるため、様々な選択肢を戦略的に検討中と発表しており、当社はSRA141の治験が早期に開始されることを期待しております。

当社の2つのBTK阻害剤ポートフォリオのうち、炎症性免疫疾患を対象として開発を進めているBTK阻害剤AS-0871については、2019年12月にオランダ当局にCTA（Clinical Trial Application, 臨床試験許認可申請）を提出いたしました。2020年2月にオランダ当局及び倫理委員会による承認を受けており、欧州での臨床試験の開始が可能となりました。本試験は当社初の自社臨床試験であり、現地での試験準備が整い次第、健康成人を対象として臨床試験（フェーズ1試験）を開始する予定です。一方、イブルチニブ耐性の血液がんを治療標的とした次世代BTK阻害剤AS-1763についても、前臨床試験を実施中であり、2020年中のIND申請、その後の自社臨床試験開始に向けて、鋭意準備を進めております。

当社のもう一つの事業の柱である創薬支援事業においては、2019年12月期の売上高は1,079百万円となり、年間売上高を10億円以上とする目標を達成いたしました。米国では新興バイオベンチャー向けを中心に、キナーゼタンパク質、アッセイキット、プロファイリング受託など自社開発製品・サービスの売上が拡大し、また、中国でもキナーゼタンパク質の販売が好調に推移しました。さらに、創薬事業における上記ギリアド

社とのライセンス契約に関連し、同社による当該プログラムの開発をサポートするため、当社の脂質キナーゼ阻害剤に関する創薬基盤技術を一定期間、独占的に同社に供与することとなり、2019年12月期の売上には、これに関連した売上も含まれています。

以上の結果、2019年12月期の売上高は3,207百万円（前連結会計年度比325.0%増）となりました。地域別の売上は、連結ベースで国内売上高が259百万円（前連結会計年度比23.4%減）、海外売上高は2,948百万円（前連結会計年度比608.5%増）となりました。損益面につきましては、営業利益が977百万円（前連結会計年度は1,144百万円の営業損失）、経常利益は957百万円（前連結会計年度は1,159百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は828百万円（前連結会計年度は1,210百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業別営業の状況等

1) 創薬事業

当社独自の研究開発から見出された化合物を含む新規がん免疫療法の創薬プログラムに関して、ギリアド社と、当該プログラムの開発・商業化にかかる全世界における独占的な権利を供与する契約を締結し、その対価として契約一時金20百万ドル（2,128百万円）を第2四半期連結会計期間に売上計上しております。また、前臨床研究段階にある創薬プログラムを中心に研究開発に積極的に先行投資を行い、当事業の研究開発費は1,187百万円（前連結会計年度は1,084百万円）となりました。その結果、売上高は2,128百万円（前連結会計年度は50百万円）、営業利益は577百万円（前連結会計年度は1,261百万円の営業損失）となりました。

2) 創薬支援事業

キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発、プロファイリング・スクリーニングサービス及びセルベースアッセイサービスの提供等により、創薬支援事業の売上高は、1,079百万円（前連結会計年度比53.2%増）と過去最高の売上高を達成し、営業利益は400百万円（前連結会計年度比241.0%増）となりました。売上高の内訳は、国内が259百万円（前連結会計年度比10.2%減）、北米地域は634百万円（前連結会計年度比154.0%増）、欧州地域は86百万円（前連結会計年度比8.3%減）、その他地域が99百万円（前連結会計年度比38.3%増）であります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額42百万円であり、その主なものは研究施設拡張のための改装工事および研究機器であります。

(3) 資金調達状況

行使価額修正条項付き第16回新株予約権の行使により、192百万円を調達しました。

行使価額修正条項付き第17回新株予約権の行使により、475百万円を調達しました。

2019年7月29日に行使価額修正条項付き第18回新株予約権を発行し、その行使により、1,348百万円を調達しました。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループとしての課題

当社は創薬ベンチャーとして、画期的な新薬を一日も早く世に送り出すことを目指して事業を行っております。中長期的に研究開発費を先行投資するビジネスモデルとなっており、迅速かつ効率的に研究開発を進めるためには、必要な資金を計画的に確保することが必要です。当社の創薬パイプラインを早期に臨床試験段階へステージアップを図り、自社臨床試験を実施して、複数の臨床試験段階のパイプラインを有する創薬ベンチャーとなることで、当社の企業価値を高めてまいります。

② 創薬事業

当社の創薬事業では、BTK阻害剤AS-0871（炎症性免疫疾患）の欧州におけるCTA（臨床試験許認可申請）が完了し、臨床試験を準備中であり、BTK阻害剤AS-1763（血液がん）は米国での治験開始を目指して、前臨床試験を実施中です。これらは、当社として行う初めての海外臨床試験であることから、実績と信頼のある外部委託先及び治験実施医療機関を慎重に選定し、早期の臨床試験開始を目指します。また、2018年7月に新設した臨床開発部を中心に、自社臨床試験を確実に実施する体制の強化に取り組んでまいります。

さらに、創薬パイプラインの拡充に向けて、創薬基盤技術のさらなる強化に取り組むなかで、次世代の研究ターゲットを確立してまいります。

導出活動については、各創薬パイプラインごとに最適な戦略を立てたうえで、当社創薬パイプラインの価値を最大化できるよう導出活動に取り組んでまいります。

③ 創薬支援事業

創薬支援事業においては、キナーゼタンパク質ならびにキナーゼ阻害薬の創製研究に関する創薬基盤技術から生み出した製品・サービスを国内外の製薬企業等に提供しております。今後、売上シェアや顧客層のさらなる拡大を図るためには、顧客ニーズに基づいた独自性の高い製品・サービスメニューの拡充が重要であると認識しております。そのために、当社グループがこれまで蓄積してきたキナーゼタンパク質の製造方法やキナーゼ活性の測定方法（アッセイ条件）などの技術的ノウハウを活用して、オンリーワンの新規キナーゼ製品の開発ならびに新たな評価系の確立に取り組んでまいります。さらに、キナーゼに関する専門知識に基づく学術営業を通じた顧客ニーズの的確な把握に努め、顧客特注案件への対応を強化してまいります。加えて、作業工程の改善を図り生産性の向上に努め、収益力を強化してまいります。

また、売上拡大のための販売戦略として、地域的には北米の市場規模が大きいことから、米国子会社であるCarnaBio USAにおける販売体制の強化を図り、売上拡大に注力します。さらに当社グループの顧客はがん疾患の研究グループの比重が高く、免疫炎症、中枢神経等、他の疾患領域の研究者に対しても拡販を

図ることが課題です。当社グループのオンリーワン製品を中心に積極的に顧客への提案を行い売上拡大に取り組むことで、安定的な売上確保を目指してまいります。

以上の課題に積極的に取り組むことにより、当社グループの事業価値の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

(企業集団の財産及び損益の状況)

期 別 区 分	第14期 (2016年12月期)	第15期 (2017年12月期)	第16期 (2018年12月期)	第17期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売 上 高(千円)	811,598	657,516	754,691	3,207,423
経常利益(△損失)(千円)	△440,657	△711,496	△1,159,223	957,161
親会社株主に帰属する当期純利益(△損失)(千円)	△289,940	△737,264	△1,210,573	828,289
1株当たり当期純利益(△損失)(円)	△31.64	△78.53	△125.02	76.05
総 資 産(千円)	2,566,295	2,190,386	1,770,090	5,376,610
純 資 産(千円)	1,739,321	1,377,908	887,453	3,853,522

(注) 1株当たり当期純利益(△損失)は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

(当社の財産及び損益の状況)

期 別 区 分	第14期 (2016年12月期)	第15期 (2017年12月期)	第16期 (2018年12月期)	第17期 (当事業年度) (2019年12月期)
売 上 高(千円)	729,164	560,426	640,711	3,070,843
経常利益(△損失)(千円)	△414,977	△703,602	△1,156,637	874,478
当期純利益(△損失)(千円)	△262,926	△762,897	△1,199,225	745,709
1株当たり当期純利益(△損失)(円)	△28.70	△81.26	△123.85	68.47
総 資 産(千円)	2,585,547	2,185,030	1,780,565	5,302,570
純 資 産(千円)	1,763,172	1,377,716	900,044	3,781,463

(注) 1株当たり当期純利益(△損失)は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
CarnaBio USA, Inc.	1,400千米ドル	100.0%	キナーゼ創薬研究に関する製品・サービスの販売・提供及びキナーゼ阻害薬等の臨床開発

(7) 主要な事業内容

当社グループは、創薬バイオベンチャーとして、当社独自の創薬基盤技術に基づき、以下の事業を手掛けております。

事業	主要な事業内容
創薬事業	キナーゼ阻害薬等の創製研究（自社研究及び共同研究）及び開発ならびに製薬企業等への導出活動
創薬支援事業	キナーゼタンパク質の製造・販売、アッセイ開発、プロファイリング・スクリーニングサービス及びセルベースアッセイサービス等の提供

(8) 主要な事業所

① 当社

名称	所在地
本店及び製造・研究施設	兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目5番5号 神戸バイオメディカル創造センター（BMA）

② 子会社

会社名	所在地
CarnaBio USA, Inc.	米国マサチューセッツ州

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
63(4)名	1名増(2名増)

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員数は、()内に平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
60(4)名	2名増(2名増)	44.1歳	7.7年

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員数は、()内に平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社山陰合同銀行	383,342千円
株式会社三菱UFJ銀行	141,030
株式会社池田泉州銀行	128,362
株式会社中国銀行	56,580
株式会社みなと銀行	19,442

(注) 株式会社三菱UFJ銀行の借入残高には、第1回無担保社債の残高が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,654,500株
 (3) 株主数 9,005名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
小野薬品工業株式会社	1,009,000株	8.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	384,000	3.29
株式会社SBI証券	358,092	3.07
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300003	345,800	2.96
吉野 公一郎	280,100	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	259,800	2.23
楽天証券株式会社	208,000	1.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	207,600	1.78
松井証券株式会社	205,200	1.76
村山 俊彦	156,300	1.34

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位を切り捨てしております。
 2. 持株比率は、自己株式(5,124株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況

取締役会決議日 (目的となる株式の種類) 回次	1個当たり 払込金額	1個当たり 行使価額	行使期間	保有者数 (保有個数及び株式数)
2015年5月11日 (普通株式) 第15回(有償)	1,000円	78,900円	2015年5月26日～ 2020年5月25日	取締役3名 (2,310個、231,000株) 社外取締役1名 (100個、10,000株)

(注)新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

- ・新株予約権者は、2015年12月期または2016年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、連結営業利益（連結財務諸表を作成していない場合は営業利益）を計上した場合にのみ、新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ・新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ・本新株予約権は、当該新株予約権者の死亡によって行使条件を欠くものとし、相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ・本新株予約権の行使は、1個未満について分割して行うことはできない。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

取締役会決議日 (目的となる株式の種類) 回次	1個当たり 払込金額	1個当たり 行使価額	行使期間	割当先 (目的となる株式数)
2015年5月11日 (普通株式) 第15回(有償)	1,000円	78,900円	2015年5月26日～ 2020年5月25日	当社取締役5名(390,600株) 当社監査役3名(20,000株) 当社従業員48名(329,400株) 当社子会社取締役1名(40,000株) 当社子会社従業員3名(14,000株)

(注)新株予約権の行使の条件は、上記(1)の注に記載の通りであります。

行使価額修正条項付き第18回新株予約権（第三者割当）

取締役会決議日	2019年7月11日
割当日及び割当先	2019年7月29日、メルリリンチ日本証券株式会社
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式1,625個（1,625,000株）
発行価額	新株予約権1個当たり8,258円（総額13,419,250円）
当初行使価額（下限行使価額）	1株当たり2,805円（1,683円）
行使価額の修正条件	新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の92%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
新株予約権の行使期間	2019年7月30日～2021年7月29日

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年12月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
吉 野 公一郎	代表取締役社長	株式会社メディネット 社外取締役 クリングルファーマ株式会社 社外取締役
相 川 法 男	取 締 役	創薬支援事業本部長兼知的財産・法務部長
澤 匡 明	取 締 役	研究開発本部長
山 本 詠 美	取 締 役	経営管理本部長兼経理部長兼人事総務部長兼CarnaBio USA, Inc. President
高 柳 輝 夫	取 締 役	
有 田 篤 雄	常 勤 監 査 役	
小笠原 嗣 朗	監 査 役	
松 井 隆 雄	監 査 役	

- (注) 1. 取締役 高柳輝夫氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役 有田篤雄氏、監査役 小笠原嗣朗氏及び監査役 松井隆雄氏は、社外監査役であり、当社は有田篤雄氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 3. 常勤監査役 有田篤雄氏は、鐘紡株式会社財務部にて長年勤続した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役 松井隆雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	155,693千円 (3,986千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	8,000千円 (8,000千円)

- (注) 1. 取締役に対する使用人兼務取締役の使用人分給与は、支払っておりません。
 2. 上記の監査役の支給人員には、2019年3月26日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 3. 取締役の報酬は、2007年3月29日開催の定時株主総会決議により、年額2億円以内と定められております。
 4. 監査役の報酬は、2003年4月23日開催の臨時株主総会決議により、年額5千万円以内と定められております。
 5. 上記3.に記載の報酬限度とは別枠で、2018年3月28日開催の定時株主総会決議により、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。取締役の支給額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として11百万円が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 社外取締役の取締役会への出席の状況ならびに発言の状況

氏名	主な活動状況（出席及び発言の状況）
高柳輝夫	当事業年度に開催した取締役会20回すべてに出席し、製薬会社や公的法人における経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(イ) 社外監査役の取締役会及び監査役会への出席の状況ならびに発言の状況

氏名	主な活動状況（出席及び発言の状況）
有田篤雄	当事業年度に開催した取締役会20回すべてに出席、監査役会14回すべてに出席し、主に事業管理を長年に亘り経験する等、経営に関する豊富な経験に基づき、さらに財務部、関係会社監査役の経験により、財務会計の専門的な見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。
小笠原嗣朗	当事業年度に開催した取締役会20回中19回に出席、監査役会14回すべてに出席し、主にグローバルな企業経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。
松井隆雄	就任後開催の取締役会16回すべてに出席、監査役会10回すべてに出席し、公認会計士としての長年の経験と知見に基づき、財務会計の専門的な見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当社の事業規模、特性、監査日数等を勘案し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 別途指定している場合を除き、本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示し、比率等については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	5,274,893	【流動負債】	1,055,162
現金及び預金	4,915,056	買掛金	3,173
売掛金	117,499	1年内償還予定の社債	28,000
商品及び製品	62,864	1年内返済予定の長期借入金	270,972
仕掛品	10,266	未払金	276,120
原材料及び貯蔵品	26,284	前受収益	310,706
その他	142,921	未払法人税等	120,822
【固定資産】	101,717	その他	45,367
(有形固定資産)	29,799	【固定負債】	467,926
建物及び構築物	13,208	社債	88,000
機械装置及び運搬具	27	長期借入金	341,784
工具、器具及び備品	16,563	資産除去債務	36,255
(無形固定資産)	234	その他	1,886
(投資その他の資産)	71,683	負債合計	1,523,088
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	3,843,543
		資本金	4,657,466
		資本剰余金	3,475,491
		利益剰余金	△4,289,192
		自己株式	△222
		【その他の包括利益累計額】	△851
		その他有価証券評価差額金	△354
		為替換算調整勘定	△496
		【新株予約権】	10,830
		純資産合計	3,853,522
資産合計	5,376,610	負債及び純資産合計	5,376,610

連結損益計算書

〔2019年1月1日から
2019年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,207,423
売 上 原 価		207,590
売 上 総 利 益		2,999,833
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,022,055
営 業 利 益		977,778
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	351	
受 取 配 当 金	379	
為 替 差 益	2,362	
そ の 他	189	3,282
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,164	
支 払 保 証 料	1,736	
株 式 交 付 費	8,008	
新 株 予 約 権 発 行 費	5,465	
そ の 他	525	23,900
経 常 利 益		957,161
特 別 損 失		
減 損 損 失	44,101	44,101
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		913,059
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	84,925	
法 人 税 等 調 整 額	△155	84,770
当 期 純 利 益		828,289
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		828,289

連結株主資本等変動計算書

〔2019年1月1日から
2019年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	3,591,568	2,409,593	△5,117,482	△117	883,563
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	21,372	21,372			42,745
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,044,525	1,044,525			2,089,050
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			828,289		828,289
自己株式の取得				△105	△105
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	1,065,897	1,065,897	828,289	△105	2,959,980
当 期 末 残 高	4,657,466	3,475,491	△4,289,192	△222	3,843,543

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△758	△2,567	△3,326	7,216	887,453
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					42,745
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					2,089,050
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					828,289
自己株式の取得					△105
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	404	2,070	2,474	3,614	6,088
当 期 変 動 額 合 計	404	2,070	2,474	3,614	2,966,069
当 期 末 残 高	△354	△496	△851	10,830	3,853,522

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	5,155,583	【流動負債】	1,053,181
現金及び預金	4,743,803	買掛金	3,173
売掛金	171,819	1年内償還予定の社債	28,000
商品及び製品	62,864	1年内返済予定の長期借入金	270,972
仕掛品	10,266	未払金	274,632
原材料及び貯蔵品	26,968	未払費用	791
前払費用	91,030	前受収益	310,706
その他	48,831	未払法人税等	120,822
【固定資産】	146,987	その他	44,084
(有形固定資産)	29,404	【固定負債】	467,926
建物附属設備	13,099	社債	88,000
機械及び装置	27	長期借入金	341,784
工具、器具及び備品	16,277	繰延税金負債	1,886
(無形固定資産)	234	資産除去債務	36,255
ソフトウェア	103	負債合計	1,521,107
その他	131	純 資 産 の 部	
(投資その他の資産)	117,349	【株主資本】	3,770,987
関係会社株式	48,874	資本金	4,657,466
その他	68,474	資本剰余金	3,475,491
		資本準備金	3,475,491
		利益剰余金	△4,361,748
		その他利益剰余金	△4,361,748
		繰越利益剰余金	△4,361,748
		自己株式	△222
		【評価・換算差額等】	△354
		その他有価証券評価差額金	△354
		【新株予約権】	10,830
		純資産合計	3,781,463
資産合計	5,302,570	負債及び純資産合計	5,302,570

損益計算書

〔2019年1月1日から
2019年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,070,843
売 上 原 価		176,444
売 上 総 利 益		2,894,398
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,995,958
営 業 利 益		898,440
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	305	
受 取 配 当 金	379	
そ の 他	179	864
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,879	
支 払 保 証 料	1,736	
株 式 交 付 費	8,008	
新 株 予 約 権 発 行 費	5,465	
為 替 差 損	1,188	
そ の 他	547	24,826
経 常 利 益		874,478
特 別 損 失		
減 損 損 失	44,101	44,101
税 引 前 当 期 純 利 益		830,376
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	84,822	
法 人 税 等 調 整 額	△155	84,667
当 期 純 利 益		745,709

株主資本等変動計算書

〔2019年1月1日から
2019年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当期首残高	3,591,568	2,409,593	2,409,593	△5,107,458	△5,107,458
当期変動額					
新株の発行	21,372	21,372	21,372		
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,044,525	1,044,525	1,044,525		
当期純利益				745,709	745,709
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	1,065,897	1,065,897	1,065,897	745,709	745,709
当期末残高	4,657,466	3,475,491	3,475,491	△4,361,748	△4,361,748

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△117	893,586	△758	△758	7,216	900,044
当期変動額						
新株の発行		42,745				42,745
新株の発行 (新株予約権の行使)		2,089,050				2,089,050
当期純利益		745,709				745,709
自己株式の取得	△105	△105				△105
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			404	404	3,614	4,018
当期変動額合計	△105	2,877,400	404	404	3,614	2,881,419
当期末残高	△222	3,770,987	△354	△354	10,830	3,781,463

独立監査人の監査報告書

2020年2月6日

カルナバイオサイエンス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 目 細 実 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 淵 貴 史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カルナバイオサイエンス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年2月6日

カルナバイオサイエンス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目 細 実	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 淵 貴 史	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カルナバイオサイエンス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月7日

カルナバイオサイエンス株式会社 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 有田篤雄 (印)

社外監査役 小笠原嗣朗 (印)

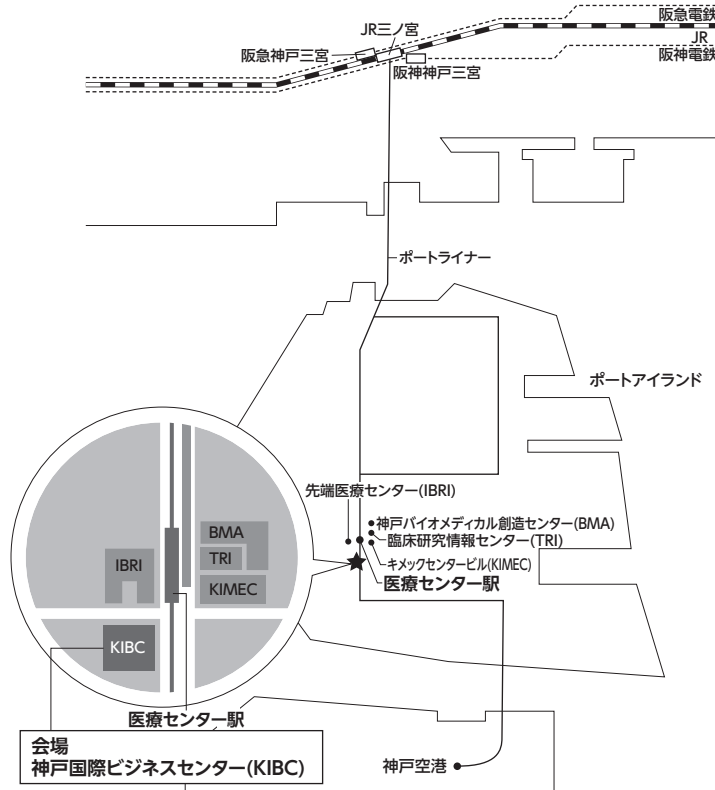
社外監査役 松井隆雄 (印)

以上

【株主総会会場ご案内図】

兵庫県神戸市中央区港島南町五丁目5番2号

神戸国際ビジネスセンター (KIBC) 4階会議室



交通手段

J R三ノ宮、阪神神戸三宮・阪急神戸三宮・地下鉄三宮の各駅から神戸新交通ポートライナーに乗り換え、**医療センター（市民病院前）駅**（神戸空港行き・京コンピュータ前行き／三宮駅から6駅目／約13分）を下車、改札を出た後、左の階段を下りていただき、横断歩道を渡ると会場がある**神戸国際ビジネスセンター（KIBC）**がございます（徒歩約3分）。

なお、ポートライナーの北埠頭行は医療センター駅には向かいませぬのでご注意ください。

また、駐車場の用意はございませぬので、お車でのご来場はござ遠慮ください。

カルナバイオサイエンス株式会社

電話：078-302-7039（代表、当日のご連絡先）